



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
(コード：8028 東証・名証第一部)

**伊藤忠商事株式会社の完全子会社である
伊藤忠リテールインベストメント合同会社による当社株式に対する
公開買付けに関する意見表明のお知らせ**

当社は、平成 30 年 4 月 19 日付プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」において公表しておりました、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の完全子会社による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを公表しておりました。

伊藤忠商事及び公開買付者（以下に定義します。）が本日付で公表した「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」によれば、本日、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社（本社：東京都港区、職務執行者：細見研介。以下「公開買付者」といいます。）は、本公開買付けを平成 30 年 7 月 17 日より開始することを決定したとのことであり、当社は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本日付の当社取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	伊藤忠リテールインベストメント合同会社
(2) 所 在 地	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	職務執行者 細見 研介
(4) 事 業 内 容	当社の株券等の取得及び保有
(5) 資 本 金	1,000,000 円（平成 30 年 7 月 13 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成 30 年 6 月 1 日

(7) 大株主及び持分比率	伊藤忠商事株式会社	100%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	該当事項はありません。 但し、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、本日現在、当社株式 52,507,296 株（所有割合（注）41.50%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。））を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。 但し、当社の取締役 5 名及び監査役 1 名が公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の出身者です。また、本日現在、伊藤忠商事から当社グループ（以下に定義します。以下同じです。）へ 40 人の従業員が出向しております。	
取引関係	該当事項はありません。 但し、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事と当社グループとの間には、商品の販売等に関する取引があります。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。 但し、当社は公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。	

（注）「所有割合」とは、当社が平成 30 年 7 月 12 日に公表した「平成 31 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔I F R S〕（連結）」（以下「当社第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（179,570 株）を控除した株式数（126,532,743 株）に対する割合をいいます。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、11,000 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、取締役の全員一致により、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに当社が本公開買付けに関して S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）より平成 30 年 4 月 18 日付で取得した株式価値算定書（以下「平成 30 年 4 月 18 日付株式価値算定書」といいます。）のほかに、当社の平成 30 年 4 月 19 日付プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する当社株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は

評価書の内容に照らして本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。また、当該取締役会においては、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

そして、今般、当社は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、上記の本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の当社取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の当社取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

当社の取締役会の意思決定過程の詳細につきましては、下記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「（６）当社における本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置」の「③当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、伊藤忠商事に関する記載については、伊藤忠商事から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて当社の株券等を取得及び所有することを主な目的として、平成 30 年 6 月 1 日に設立された合同会社であり、本日現在、伊藤忠商事が、公開買付者の持分の全てを保有しているとのことです。本日現在、公開買付者は東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）及び名古屋証券取引所市場第一部（以下「名証一部」といいます。）に上場している当社株式を保有しておりませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、本日現在、当社株式 52,507,296 株（所有割合：41.50%）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、同社の平成 30 年 4 月 19 日付プレスリリース「ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、伊藤忠商事は、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、当社を伊藤忠商事の連結子会社とすることを目的として、①当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、②日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、③司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、④当社に関する未公表の重要事実（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 166 条第 2 項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第 167 条第 2 項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、⑤当社又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態

若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを本公開買付け開始の前提条件として、同社の完全子会社をして、当社株式を対象とする本公開買付けを実施させることを決議していたとのことです。

今般、公開買付者は、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成 30 年 7 月 17 日より開始することを決定したとのことです。

本日現在、当社株式は東証一部及び名証一部に上場されておりますが、公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、10,880,400 株（注 1）を買付予定数の上限としているとのことです。公開買付者が本公開買付けにより当社株式 10,880,400 株を取得した場合、伊藤忠商事は公開買付者とあわせて、当社の総株主の議決権の数（注 2）の過半数を保有することになるとのことです。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定されておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注 1）買付予定数の上限（10,880,400 株）は、①63,387,696 株（これは、当社第 1 四半期決算短信に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（179,570 株）を控除した株式数（126,532,743 株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②本日現在、伊藤忠商事が所有する当社株式の数（52,507,296 株）を控除した株式数とのことです。

（注 2）当社が平成 30 年 7 月 13 日に提出した第 38 期第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の総株主の議決権の数をいいます。

② 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、昭和 25 年 7 月に大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場しているとのことです。伊藤忠商事は、伊藤忠商事並びにその連結子会社 206 社及び当社を含む持分法適用関連会社 93 社（平成 30 年 6 月 30 日現在）から成る企業グループ（以下「伊藤忠商事グループ」といいます。）を構成しており、国内外のネットワークを通じて、繊維カンパニー、機械カンパニー、金属カンパニー、エネルギー・化学品カンパニー、食料カンパニー、住生活カンパニー、情報・金融カンパニーがそれぞれ人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域とし、多角的なビジネスを展開しているとのことです。伊藤忠商事は、食料カンパニーを中心として、コンビニエンスストア「ファミリーマート」と協働し、原料調達のスキーム設計から、商品開発、製造・加工、更には容器・包装資材の調達等も含め、店頭商品が並ぶまでの食料バリ

ューチェーンを最適な形にコーディネートしているとのことです。

一方、当社は、昭和 62 年 12 月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成 28 年 9 月に、ユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループ・ホールディングス」といいます。）との間で、当社を存続会社とする吸収合併による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行い、純粋持株会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社へ移行しております。当社は、当社、子会社 35 社、関連会社及び共同支配企業 27 社の計 63 社（平成 30 年 5 月 31 日現在）から成る企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）を構成しており、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）を主力としたコンビニエンスストア事業（以下「CVS 事業」といいます。）、ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）を主力とした総合小売事業（以下「GMS 事業」といいます。）及びその周辺事業を展開しております。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーション株式会社（以下「ファミリーコーポレーション」といいます。）（注 1）が、平成 10 年 2 月に当社（本経営統合前の当社である、旧・株式会社ファミリーマート、以下「旧・ファミリーマート」といいます。）の株式 28,620,000 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 29.74%）を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、効率的な物流運営・商品開発等、さまざまな分野で旧・ファミリーマートとの取り組みを推進してきました。ファミリーコーポレーションは、その後、市場取得等により旧・ファミリーマートの株式 29,941,200 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.46%）を保有するに至り、平成 21 年 9 月には、伊藤忠商事が、旧・ファミリーマート株式を直接に保有することによって同社との連携を密にすることを目的として、ファミリーコーポレーションより同社の保有する旧・ファミリーマート株式の全て（29,941,200 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.46%））を取得し、旧・ファミリーマートの筆頭株主となりました。平成 21 年 9 月時点で、伊藤忠商事及びその子会社が保有する旧・ファミリーマート株式の合計は、30,022,508 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.55%）となりました。その後も、伊藤忠商事は、主に市場買付けにより当社（本経営統合前においては旧・ファミリーマートを指します。）株式を取得し（注 2）、本日現在において、当社（注 3）株式 52,507,296 株（所有割合 41.50%）を保有するに至っており、伊藤忠商事及びその子会社の合計で当社株式 52,753,501 株（所有割合 41.69%）を保有しているとのことです。このような資本関係を背景に、伊藤忠商事と当社は、当社の CVS 事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、GMS 事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進しております。

（注 1）ファミリーコーポレーションは、当時伊藤忠商事の連結子会社であった西野商事株式会社（以下「西野商事」といいます。）の子会社として昭和 63 年 3 月 31 日に設立された食品関連の物流業務受託及びセンター運營業を営む会社であり、平成 10 年 2 月に株式会社西友及びそのグループ会社から旧・ファミリーマート株式 28,620,000 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 29.74%）を取得いたしました。伊藤忠商事は、平成 14 年 9 月 18 日付で、西野商事が保有していたフ

ファミリーコーポレーションの株式（同社の発行済株式総数の約 95%）を取得し、同社を直接保有の子会社としております。ファミリーコーポレーションは、上記のとおり平成 10 年 2 月に旧・ファミリーマート株式を取得して以降、伊藤忠商事の連結子会社として、旧・ファミリーマートより物流業務を受託していましたが、平成 23 年 3 月に、伊藤忠商事の連結子会社であった株式会社日本アクセスを吸収合併存続会社、ファミリーコーポレーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより解散しております。

（注 2）伊藤忠商事は、平成 26 年 7 月 7 日から同年 12 月 19 日、平成 28 年 2 月 5 日から同年 5 月 24 日、平成 28 年 10 月 20 日から平成 29 年 5 月 25 日、平成 29 年 10 月 13 日から平成 30 年 2 月 6 日、平成 30 年 2 月 7 日から同年 4 月 19 日の各期間において、市場内で当社株式を取得しているとのことです。

市場買付けによる取得のほか、伊藤忠商事は、本経営統合に係る吸収合併に際して、ユニーグループ・ホールディングスの株主として、当社株式 964,896 株（平成 28 年 11 月当時の所有割合 0.76%）の割当てを受けております。平成 28 年 11 月当時の所有割合とは、当社が平成 29 年 1 月 10 日に公表した「平成 29 年 2 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 28 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（68,506 株）を控除した株式数（126,643,807 株）に対する割合をいいます。

（注 3）旧・ファミリーマートは、本経営統合に伴い、現在の当社の商号である、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更しております。

一方で、近年、我が国の小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、E コマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。

当社においては、GMS 事業では平成 29 年 8 月 31 日の株式会社ドンキホーテホールディングスとの資本・業務提携により業態変更・改革を推し進めており、CVS 事業では、平成 30 年 11 月には「サークルKサンクス」の「ファミリーマート」へのブランド転換が完了する目途が付いた状況ではありますが、上記の環境の中、近年当社を取り巻く経営環境は加速度的に変化しております。とりわけ、小売業界における業態間の垣根を越えた競争は激化の一途をたどっており、当社が今後の持続的な成長を目指すためには、自らが有する顧客基盤を活用して消費者ニーズを一層的に捉え、魅力ある商品・サービスを提供するだけでなく、より高度に効率化された経営を推進していくことが必要不可欠となっております。他方で、伊藤忠商事についても、第 4 次産業革命とも言われる技術革新により、商社のビジネスモデルは大きく変化しており、伊藤忠商事の強みである生活消費関連においても、コンビニエンスストアのみならず、従来型のバリューチェーンを進化させる必要性を強く認識しているとのことです。従来の B to B を中心とした商社のビジネスモデルのみに依拠するのではなく、顧客接点を拡大し、そこから得られるデータをビジネスに直結させていくことが必要不可欠となっているとのことです。

このような環境下、伊藤忠商事は、当社の持続的な成長を実現するためには、当社の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、

当社の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有していたとのことです。そして、平成 30 年 2 月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、当社を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成 30 年 2 月下旬に、当社に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診したとのことです。

その後、伊藤忠商事は、平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬にかけて当社に対するデュール・ディリジェンスを実施し、平成 30 年 4 月上旬には、伊藤忠商事及び当社は、伊藤忠商事が当社を連結子会社とすることによって、以下のような取り組みや効果を期待することができ、当社の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、当社の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。

I. 伊藤忠商事グループの総合力を活用した当社の事業基盤の強化

伊藤忠商事は、従前から、伊藤忠商事グループのネットワーク、リソースの積極活用による当社との事業基盤強化に注力してきたとのことです。上述の競争環境の激化、経営環境の変化に対して、より一層のスピード感をもって対応すべく、当社を連結子会社とすることを通じて、コンビニエンスストア業態における従前の原材料調達や製造・中間流通の合理化のみならず、金融・サービス・情報ビジネスの開発・促進、新技術・次世代技術を活用したサプライチェーンの最適化・効率化やコスト削減、今後市場の更なる成長が見込まれるアジアをはじめとする海外事業強化等を含む、次世代化に向けた業態進化の取り組みを当社と伊藤忠商事グループとがより一層一体になって推進することが不可欠であると考えているとのことです。とりわけ、電子マネー、クレジット、ポイント、ID等を含む金融事業（フィンテック（注））の開発、海外事業強化の2点に関しては、伊藤忠商事グループの人的リソース活用、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先との連携等を更に強化したいとの当社からの要請が多くなってきており、当社を連結子会社とすることにより、これらのニーズに伊藤忠商事グループが一層機動的かつ柔軟に応じることが可能な体制を確立することが重要になっていると考えているとのことです。加えて、Eコマースリテールビジネスにおいても、データとテクノロジーの活用により消費者ニーズに即した商品・サービスを提供すべく、今後、リアルとインターネットの融合やバリューチェーンのデジタル化を推進するために、伊藤忠商事グループの総合力を集め、成長基盤を整備、構築していくとのことです。

II. 伊藤忠商事グループにおける事業展開の促進

伊藤忠商事グループの最大の顧客接点である当社において、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先のあらゆる新技術・新サービスを積極的に導入し業態の次世代化を推進することで、伊藤忠商事グループ全体に新たなビジネスモデルを波及・横展開させることが可能になると考えているとのことです。当社を伊藤忠商事グループのデジタル化対応におけるグループ戦略の柱と位置づけ、共通プラットフォーム

基盤を構築していくとのことです。

具体的には、当社において、新技術を活用し従来型サプライチェーンを次世代型に進化させることで、マーケティングの高度化、生産・在庫・配送の最適化・効率化、店舗運営の効率化等を実現し、そこで得た経験・知見を伊藤忠商事グループの他のビジネスモデルへ応用していくとのことです。

伊藤忠商事グループは情報産業分野において AI や IoT など最新の IT 技術面において貢献が見込まれる伊藤忠テクノソリューションズ株式会社等の有力な事業会社群を擁していること、また、中国・アジア地域においては、金融事業をはじめとする多角的な事業展開を行っている中国の CITIC Limited や、食料分野に強みを有するタイの Charoen Pokphand Group Company Limited といった有力な戦略的提携先を有していることから、国内外のグループ会社・提携先との間で一層の連携を図ることで、日本のみならず、今後ますます成長が期待される中国・アジア地域においても、デジタル新技術の活用等によって従来型の業態に革新をもたらす取り組みを展開・推進することが可能となると考えているとのことです。

(注) フィンテックとは、情報技術を駆使した金融サービスの創出のことを意味します。

伊藤忠商事及び当社は、上記のような取り組み、効果を早期に実現することでシナジー効果を更に発揮し、両者の企業価値向上を図るためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、当社を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、伊藤忠商事は、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、同社の完全子会社を通じて当社を連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成 30 年 7 月 17 日より開始することを決定したとのことです。

今後も、伊藤忠商事グループは、当社の課題解決・次世代化に一体となって取り組んでいくとのことです。また、「店舗オペレーションといった小売業の本質部分は商社の発想では難しい」という伊藤忠商事が従来から有する観点から、本公開買付けの成立後においても、店舗オペレーションといった小売業の本質部分についてはファミリーマート、ユニーという「小売業のプロフェッショナル」に任せ、経営の独立性を尊重する考え方に変更はないとのことです。伊藤忠商事グループは、当社における日々の店舗オペレーションを支えるべく、その人的リソースを含む経営資源、提携先・顧客との密接なつながり、これまでの多角的な事業展開により培ったノウハウを当社との間において密に有効活用することにより、金融事業（フィンテック）分野や情報産業分野の技術を活用した新たな機能やサービスの開発・実現による業態の進化、効率化等を促進していくとのことです。また、財務指標等に関しては、全社ベース・ターゲットを遵守して管理していくとともに、本公開買付けに伴う定量的・定性的な効果については、中期的に実現させていくとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付け後も引き続き当社の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針とのことです。また、本公開買付け後の当社の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、当社の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、伊藤忠商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本公開買付け終了後に伊藤忠商事と当社の間で協議していくとのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、伊藤忠商事が当社の筆頭株主となった平成 21 年 9 月以降、伊藤忠商事との間で、当社の C V S 事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、G M S 事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進して参りました。その上で、近年の加速度的に変化する小売業界の経営環境に鑑みると、当社の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのために、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、当社を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによって当社の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、当社の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるという結論に至りました。

以上のことから、平成 30 年 4 月 19 日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに当社が本公開買付けに関して平成 30 年 4 月 18 日付株式価値算定書のほかに、当社の平成 30 年 4 月 19 日付プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する当社株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。また、当該当社取締役会においては、本公開買付価格が S M B C 日興証券より取得した平成 30 年 4 月 18 日付株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における当社株式の終値 10,020 円に対して 9.78%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアム又はディスカウントの数値(%)において同じです。）が付された価格であることを勘案すれば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、当社と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も当社株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、当社株主としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、当社株主が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の判断に委ねる旨を、併せて決議いたしました。

また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定といたしました。

その後、本公開買付けについて日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、かつ待機期間を経過したところ、本公開買付けの開始にあたっては、当社の平成 30 年 4 月 19 日付プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表から 3 か月近くの期間が経過し、市場環境の変化等を考慮する必要があることから、当社は、本公開買付け価格の合理性を改めて判断するため、再度、SMB C 日興証券より平成 30 年 7 月 12 日付で株式価値算定書（以下「平成 30 年 7 月 12 日付株式価値算定書」といいます。）を取得することといたしました。

そして、今般、当社は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付け価格は平成 30 年 7 月 12 日付株式価値算定書における市場株価法の評価額レンジの下限値を下回っているものの、DCF 法による評価額レンジの範囲内にあることに鑑みれば本公開買付け価格には一定の合理性があると考えられ、上記の本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の当社取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の当社取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

当該取締役会の意思決定過程については、下記「（６）当社における本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置」の「③当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」もご参照ください。

（３）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事との関係

当社は、伊藤忠商事から提示された本公開買付け価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付け価格の公正性を担保するために、当社及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関として、当社のフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 30 年 4 月 18 日付株式価値算定書及び平成 30 年 7 月 12 日付株式価値算定書を取得しました。SMB C 日興証券は、当社、公開買付者及び伊藤忠商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C 日興証券は、当社からの依頼に基づき、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、SMB C 日興証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 算定の概要

平成 30 年 4 月 19 日付の本公開買付けの開始予定に係る当社の意見表明に際して、SMB C 日興証券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に

評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、SMB C日興証券から平成30年4月18日付株式価値算定書を取得しました。

平成30年4月18日付株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 8,216 円～9,013 円
DCF 法	: 8,058 円～12,935 円

市場株価法では、基準日を平成30年4月18日として、当社株式の東証一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値9,013円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値8,216円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を8,216円から9,013円までと分析しております。

DCF法では、当社に係る平成31年2月期から平成33年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成31年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を8,058円から12,935円までと分析しています。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれています。具体的には、平成31年2月期の営業利益に関して、その他費用（閉鎖費用及び減損による処理費用）について、平成30年2月期実績に比し約343億円の減少が見込まれていること等により前年度比144.9%の増益が見込まれています。

また、本日付の本公開買付けの開始に係る当社の意見表明に際して、SMB C日興証券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社株式の株式価値算定を行い、当社は、SMB C日興証券から改めて平成30年7月12日付株式価値算定書を取得しました。

平成30年7月12日付株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 11,251 円～11,770 円
DCF 法	: 8,038 円～12,931 円

市場株価法では、基準日を平成30年7月12日として、当社株式の東証一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値11,770円、直近3ヶ月間の終値単純平均値11,251円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を11,251円から11,770円までと分析しております。

DCF法では、当社に係る平成31年2月期から平成33年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成31年2月期以降創出

すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を8,038円から12,931円までと分析しています。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画は、平成30年4月18日付株式価値算定書において使用されたものと同じ事業計画が採用されています。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

伊藤忠商事は、上記のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が保有する当社株式に係る議決権とあわせて当社の総株主の議決権の数の過半数を保有し、当社を伊藤忠商事の連結子会社とする予定とのことです。その目的を達するに至らなかった場合は、市場動向等に照らし、市場取引等の方法により当社を連結子会社とするために合理的に必要と考えられる範囲で当社株式を追加的に買い付けていく意向とのことです。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社株式は、本日現在、東証一部及び名証一部に上場しておりますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を10,880,400株（注）

（本日現在において伊藤忠商事が所有する当社株式と合わせて63,387,696株、所有割合にして50.10%）として本公開買付けを実施いたします。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場が維持される予定です。

（注）買付予定数の上限（10,880,400株）は、①63,387,696株（これは、当社第1四半期決算短信に記載された平成30年5月31日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（179,570株）を控除した株式数（126,532,743株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②本日現在、伊藤忠商事が所有する当社株式の数（52,507,296株）を控除した株式数としているとのことです。

(6) 当社における本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置

本公開買付けの実施が決定された平成30年4月19日現在及び本日現在において、当社は伊藤忠商事の連結子会社ではなく、また、当社の支配株主ではない者が公開買付者であるため、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、本日現在、当社株式52,507,296株（所有割合41.50%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としていること、並びに、本日現在、当社の取締役13名のうち高柳浩二氏、中山勇氏、中出邦弘氏、久保勲氏及び玉巻裕章氏並びに当社の社外監査役である馬場康弘氏が伊藤忠商事を退社してから10年以内の出身者であることを考慮し、伊藤忠商事及び当社は、これらの伊藤忠商事の出身者を本公開買付けについて利益相反のおそれがあるとして当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関する伊藤忠商事との協議から除外すべきとは考えていないものの、慎重を期して、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、伊藤忠商事において実施した措置については、伊藤忠商事から受けた説明に基づいております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「（３）算定に関する事項」の「①算定機関の名称並びに当社及び公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事との関係」及び「②算定の概要」をご参照ください。

② 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会的意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会的意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けております。

③ 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

当社は、SMB C日興証券から取得した平成 30 年 4 月 18 日付株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、平成 30 年 4 月 19 日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、上記「（１）本公開買付けに関する意見の内容」に記載の内容を条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。また、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社株主が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の判断に委ねる旨を、併せて決議しました。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定といたしました。上記取締役会決議は、当社の当時の取締役 10 名（うち社外取締役 2 名）の全員が参加し、取締役全員の一致により決議されております。また、当該取締役会には、当社の当時の監査役 5 名（うち社外監査役 4 名）の全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

そして、今般、当社は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の当社取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の当社取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。上記取締役会決議は、当社の取締役 13 名（うち社外取締役 2 名）全員の一致により決議されております。また、当社の監査役 5 名（うち社外監査役 4 名）全員より、上記決議に異議がない旨の意見が述べられております。

④ 伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事は、平成 30 年 3 月の段階で、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び当社から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村證券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成 30 年 4 月 19 日に株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 7,723 円～10,020 円

類似会社比較法 : 3,029 円～11,084 円

DCF 法 : 6,704 円～13,876 円

市場株価平均法では、平成 30 年 4 月 18 日を基準日として、東証一部における当社株式の基準日終値 10,020 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 9,508 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 7,723 円を基に、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7,723 円から 10,020 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、3,029 円から 11,084 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、当社から提供され伊藤忠商事が確認した平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 31 年 2 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 6,704 円から 13,876 円までと分析しているとのことです。

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 30 年 4 月 19 日、本公開買付価格を 11,000 円とすることを決定したとのことです。その後、伊藤忠商事は、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、本日、

本公開買付価格を変更しないことを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成 30 年 7 月 12 日の当社株式の東証一部における終値 11,340 円に対して 3.00%をディスカウントした金額であるものの、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における当社株式の終値 10,020 円に対して 9.78%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円に対して 22.05%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円に対して 33.89%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 7,723 円に対して 42.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。

なお、伊藤忠商事は、平成 30 年 2 月 7 日から 4 月 19 日に当社株式 3,879,600 株を 1 株 7,080 円～10,000 円で市場取得しており、当該取得価格は本公開買付価格より 1,000 円～3,920 円低い金額となりますが、これは市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの目的及び背景」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

10. その他

当社は、平成 30 年 7 月 12 日付「平成 31 年 2 月期第 1 四半期 決算短信〔I F R S〕(連結)」を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

以 上

(参考)

平成 30 年 7 月 13 日付「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）



2018年7月13日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C O O 鈴木 善久
(コード番号 8 0 0 1 東証第一部)

会 社 名 伊藤忠リテールインベストメント合同会社
代 表 者 名 職 務 執 行 者 細 見 研 介

**ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式(証券コード:8028)に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」又は「当社」といいます。)は、平成30年4月19日付開示「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式(証券コード:8028)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等一定の事項(詳細は、下記「2. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。)を前提条件として、同社の完全子会社がユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部、証券コード:8028、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを公表しております。

今般、上記の前提条件が充足されたことから、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社(本社:東京都港区、職務執行者:細見研介。以下「公開買付者」といいます。)は、本日、本公開買付けを平成30年7月17日から開始することを決定致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本資料は、伊藤忠商事による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、伊藤忠リテールインベストメント合同会社(公開買付者)が伊藤忠商事(公開買付者の完全親会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. 伊藤忠リテールインベストメント合同会社の概要

(1) 名 称	伊藤忠リテールインベストメント合同会社
(2) 所 在 地	東京都港区北青山二丁目5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	職務執行者 細見 研介
(4) 事 業 内 容	対象者の株券等の取得及び保有
(5) 資 本 金	1,000,000円(平成30年7月13日現在)

2. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、平成 30 年 6 月 1 日に設立された合同会社であり、本日現在、伊藤忠商事が、公開買付者の持分の全てを保有しております。本日現在、公開買付者は東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）及び名古屋証券取引所市場第一部（以下「名証一部」といいます。）に上場している対象者株式を保有しておりませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、本日現在、対象者株式 52,507,296 株（所有割合（注 1）：41.50%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が平成 30 年 7 月 12 日に公表した「平成 31 年 2 月期第 1 四半期 決算短信〔I F R S〕（連結）」（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（179,570 株）を控除した株式数（126,532,743 株）に対する割合をいいます。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、平成 30 年 4 月 19 日付開示「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、伊藤忠商事は、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とすることを目的として、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、②日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、③司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、④対象者に関する未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第 167 条第 2 項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、⑤対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市場その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを本公開買付け開始の前提条件として、同社の完全子会社をして、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施させることを決議しておりました。

今般、公開買付者は、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成 30 年 7 月 17 日より開始することを決定致しました。

本日現在、対象者株式は東証一部及び名証一部に上場されておりますが、公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、10,880,400 株（注 2）を買付予定数の上限としております。公開買付者が本公開買付けにより対象者株式 10,880,400 株を取得した場合、伊藤忠商事は公開買付者とあわせて、対象者の総株主の議決権の数（注 3）の過半数を保有することになります。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）買付予定数の上限（10,880,400 株）は、①63,387,696 株（これは、対象者第 1 四半期決算短信に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の対

象者が所有する自己株式数（179,570 株）を控除した株式数（126,532,743 株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②本日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数（52,507,296 株）を控除した株式数です。

（注3）対象者が平成30年7月13日に提出した第38期第1四半期報告書に記載された平成30年5月31日現在の総株主の議決権の数をいいます。

また、対象者が本日付で公表した「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者開示」といいます。）によれば、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成30年4月19日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者開示及び下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

なお、上記の対象者の取締役会決議は、対象者開示及び下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の根拠及び理由に基づき、下記「（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、昭和25年7月に大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場しております。伊藤忠商事は、伊藤忠商事並びにその連結子会社206社及び対象者を含む持分法適用関連会社93社（平成30年6月30日現在）から成る企業グループ（以下「伊藤忠商事グループ」といいます。）を構成しており、国内外のネットワークを通じて、繊維カンパニー、機械カンパニー、金属カンパニー、エネルギー・化学品カンパニー、食料カンパニー、住生活カンパニー、情報・金融カンパニーがそれぞれ人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域とし、多角的なビジネスを展開しております。伊藤忠商事は、食料カンパニーを中心として、コンビニエンスストア「ファミリーマート」と協働し、原料調達のスキーム設計から、商品開発、製造・加工、更には容器・包装資材の調達等も含め、店頭の商品が並ぶまでの食料バリューチェーンを最適な形にコーディネートしています。

一方、対象者は、昭和62年12月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成28年9月に、ユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループ・ホールディングス」といいます。）との間で、対象者を存続会社とする吸収合併による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行い、純粋持株会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社へ移行しております。対象者は、対象者、子会社35社、関連会社及び共同支配企業27社の計63社（平成30年5月31日現在）から成る企業グループを構成しており、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）を主力としたコンビニエンスストア事業（以下「CVS事業」といいます。）、ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）を主力とした総合小売事業（以下「GMS事業」といいます。）及びその周辺事業を展開しております。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーション株式会社（以下「ファミリーコーポレーション」といいます。）（注１）が、平成 10 年 2 月に対象者（本経営統合前の対象者である、旧・株式会社ファミリーマート、以下「旧・ファミリーマート」といいます。）の株式 28,620,000 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 29.74%）を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、効率的な物流運営・商品開発等、さまざまな分野で旧・ファミリーマートとの取り組みを推進してきました。ファミリーコーポレーションは、その後、市場取得等により旧・ファミリーマートの株式 29,941,200 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.46%）を保有するに至り、平成 21 年 9 月には、伊藤忠商事が、旧・ファミリーマート株式を直接に保有することによって同社との連携を密にすることを目的として、ファミリーコーポレーションより、同社の保有する旧・ファミリーマート株式の全て（29,941,200 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.46%））を取得し、旧・ファミリーマートの筆頭株主となりました。平成 21 年 9 月時点で、伊藤忠商事及びその子会社が保有する旧・ファミリーマート株式の合計は、30,022,508 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 31.55%）となりました。その後も、伊藤忠商事は、主に市場買付けにより対象者（本経営統合前においては旧・ファミリーマートを指します。）株式を取得し（注２）、本日現在において、対象者（注３）株式 52,507,296 株（所有割合 41.50%）を保有するに至っており、伊藤忠商事及びその子会社の合計で対象者株式 52,753,501 株（所有割合 41.69%）を保有しております。このような資本関係を背景に、伊藤忠商事と対象者は、対象者の C V S 事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、GMS 事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進しております。

（注１）ファミリーコーポレーションは、当時伊藤忠商事の連結子会社であった西野商事株式会社（以下「西野商事」といいます。）の子会社として昭和 63 年 3 月 31 日に設立された食品関連の物流業務受託及びセンター運営業を営む会社であり、平成 10 年 2 月に株式会社西友及びそのグループ会社から旧・ファミリーマート株式 28,620,000 株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして 29.74%）を取得致しました。伊藤忠商事は、平成 14 年 9 月 18 日付で、西野商事が保有していたファミリーコーポレーションの株式（同社の発行済株式総数の約 95%）を取得し、同社を直接保有の子会社としております。ファミリーコーポレーションは、上記のとおり平成 10 年 2 月に旧・ファミリーマート株式を取得して以降、伊藤忠商事の連結子会社として、旧・ファミリーマートより物流業務を受託しておりましたが、平成 23 年 3 月に、伊藤忠商事の連結子会社であった株式会社日本アクセスを吸収合併存続会社、ファミリーコーポレーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより解散しております。

（注２）伊藤忠商事は、平成 26 年 7 月 7 日から同年 12 月 19 日、平成 28 年 2 月 5 日から同年 5 月 24 日、平成 28 年 10 月 20 日から平成 29 年 5 月 25 日、平成 29 年 10 月 13 日から平成 30 年 2 月 6 日、平成 30 年 2 月 7 日から同年 4 月 19 日の各期間において、市場内で対象者株式を取得しております。市場買付けによる取得のほか、伊藤忠商事は、本経営統合に係る吸収合併に際して、ユニーグループ・ホールディングスの株主として、対象者株式 964,896 株（平成 28 年 11 月当時の所有割合 0.76%）の割当てを受けております。平成 28 年 11 月当時の所有割合とは、対象者が平成 29 年 1 月 10 日に公表した「平成 29 年 2 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 28 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（68,506 株）を控除した株式数（126,643,807 株）に対する割合をいいます。

（注３）旧・ファミリーマートは、本経営統合に伴い、現在の対象者の商号である、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更しております。

一方で、近年、我が国の小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、E コマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流におけ

る人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。

対象者においては、GMS事業では平成 29 年 8 月 31 日の株式会社ドンキホーテホールディングスとの資本・業務提携により業態変更・改革を推し進めており、CVS事業では、平成 30 年 11 月には「サークルKサンクス」の「ファミリーマート」へのブランド転換が完了する目途が付いた状況ではありますが、上記の環境の中、近年対象者を取り巻く経営環境は加速度的に変化しております。とりわけ、小売業界における業態間の垣根を越えた競争は激化の一途をたどっており、対象者が今後の持続的な成長を目指すためには、自らが有する顧客基盤を活用して消費者ニーズを一層的確に捉え、魅力ある商品・サービスを提供するだけでなく、より高度に効率化された経営を推進していくことが必要不可欠となっております。他方で、伊藤忠商事についても、第4次産業革命とも言われる技術革新により、商社のビジネスモデルは大きく変化しており、伊藤忠商事の強みである生活消費関連においても、コンビニエンスストアのみならず、従来型のバリューチェーンを進化させる必要性を強く認識しております。従来のBtoBを中心とした商社のビジネスモデルのみに依拠するのではなく、顧客接点を拡大し、そこから得られるデータをビジネスに直結させていくことが必要不可欠となっております。

このような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有しておりました。そして、平成 30 年 2 月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成 30 年 2 月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。

その後、伊藤忠商事は、平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成 30 年 4 月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、以下のような取り組みや効果を期待することができ、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。

I. 伊藤忠商事グループの総合力を活用した対象者の事業基盤の強化

伊藤忠商事は、従前から、伊藤忠商事グループのネットワーク、リソースの積極活用による対象者との事業基盤強化に注力して参りましたが、上述の競争環境の激化、経営環境の変化に対して、より一層のスピード感をもって対応すべく、対象者を連結子会社とすることを通じて、コンビニエンスストア業態における従前の原材料調達や製造・中間流通の合理化のみならず、金融・サービス・情報ビジネスの開発・促進、新技術・次世代技術を活用したサプライチェーンの最適化・効率化やコスト削減、今後市場の更なる成長が見込まれるアジアをはじめとする海外事業強化等を含む、次世代化に向けた業態進化の取り組みを対象者と伊藤忠商事グループとがより一層一体になって推進することが不可欠であると考えております。とりわけ、電子マネー、クレジット、ポイント、ID等を含む金融事業（フィンテック（注））の開発、海外事業強化の2点に関しては、伊藤忠商事グループの人的リソース活用、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先との連携等を更に強化したいとの対象者からの要請が多くなってきており、対象者を連結子会社とすることにより、これらのニーズに伊藤忠商事グループが一層機動的かつ柔軟に応じることが可能な体制を確立することが重要になっていると考えております。加えて、Eコマースリテールビジネスにおいても、データとテクノロジーの活用により消費者ニーズに即した商品・サービスを提供すべく、今後、リアルとインターネットの融合やバリューチェーンのデジタル化を推進するために、伊藤忠商事グループの総合力を集め、成長基盤を整備、構築して参ります。

II. 伊藤忠商事グループにおける事業展開の促進

伊藤忠商事グループの最大の顧客接点である対象者において、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先のあらゆる新技術・新サービスを積極的に導入し業態の次世代化を推進することで、伊藤忠商事グループ全体に新たなビジネスモデルを波及・横展開させることが可能になると考えております。対象者を伊藤忠商事グループのデジタル化対応におけるグループ戦略の柱と位置づけ、共通プラットフォーム基盤を構築していきます。

具体的には、対象者において、新技術を活用し従来型サプライチェーンを次世代型に進化させることで、マーケティングの高度化、生産・在庫・配送の最適化・効率化、店舗運営の効率化等を実現し、そこで得た経験・知見を伊藤忠商事グループの他のビジネスモデルへ応用していきます。

伊藤忠商事グループは情報産業分野において AI や IoT など最新の IT 技術面において貢献が見込まれる伊藤忠テクノソリューションズ株式会社等の有力な事業会社群を擁していること、また、中国・アジア地域においては、金融事業をはじめとする多角的な事業展開を行っている中国の CITIC Limited や、食料分野に強みを有するタイの Charoen Pokphand Group Company Limited といった有力な戦略的提携先を有していることから、国内外のグループ会社・提携先との間で一層の連携を図ることで、日本のみならず、今後ますます成長が期待される中国・アジア地域においても、デジタル新技術の活用等によって従来型の業態に革新をもたらす取り組みを展開・推進することが可能となると考えております。

(注) フィンテックとは、情報技術を駆使した金融サービスの創出のことを意味します。

伊藤忠商事及び対象者は、上記のような取り組み、効果を早期に実現することでシナジー効果を更に発揮し、両者の企業価値向上を図るためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、伊藤忠商事は、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、公開買付けを通じて対象者を連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施することを決議致しました。

その後、公開買付けは、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成 30 年 7 月 17 日より開始することを決定致しました。

今後も、伊藤忠商事グループは、対象者の課題解決・次世代化に一体となって取り組んで参りますが、「店舗オペレーションといった小売業の本質部分は商社の発想では難しい」という伊藤忠商事が従来から有する観点から、本公開買付けの成立後においても、店舗オペレーションといった小売業の本質部分についてはファミリーマート、ユニーという「小売業のプロフェッショナル」に任せ、経営の独立性を尊重する考え方に変更はありません。伊藤忠商事グループは、対象者における日々の店舗オペレーションを支えるべく、その人的リソースを含む経営資源、提携先・顧客との密接なつながり、これまでの多角的な事業展開により培ったノウハウを対象者との間において密に有効活用することにより、金融事業（フィンテック）分野や情報産業分野の技術を活用した新たな機能やサービスの開発・実現による業態の進化、効率化等を促進して参ります。また、財務指標等に関しては、全社ベース・ターゲットを遵守して管理していくとともに、本公開買付けに伴う定量的・定性的な効果については、中期的に実現させて参ります。

なお、対象者開示によれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、伊藤忠商事が対象者の筆頭株主となった平成 21 年 9 月以降、伊藤忠商事との間で、対象者の CVS 事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、GMS 事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進してきたとのことです。その上で、近年の加速度的に変化する

る小売業界の経営環境に鑑みると、対象者の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのために、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによって対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるという結論に至ったとのことです。

以上のことから、平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）より平成 30 年 4 月 18 日付で取得した株式価値算定書（以下「平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書」といいます。）のほかに、平成 30 年 4 月 19 日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付価格が SMBC 日興証券より取得した平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における対象者株式の終値 10,020 円に対して 9.78%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアム又はディスカウントの数値（%）において同じです。）が付された価格であることを勧告すれば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

その後、本公開買付けについて日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、かつ待機期間を経過したところ、本公開買付けの開始にあたっては、対象者の平成 30 年 4 月 19 日付開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表から 3 か月近くの期間が経過し、市場環境の変化等を考慮する必要があることから、対象者は、本公開買付価格の合理性を改めて判断するため、再度、SMBC 日興証券より平成 30 年 7 月 12 日付で株式価値算定書（以下「平成 30 年 7 月 12 日付対象者株式価値算定書」といいます。）を取得することとしたとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付価格は平成 30 年 7 月 12 日付対象者株式価値算定書における市場株価法の評価額レンジの下限値を下回っているものの、DCF 法による評価額レンジの範囲内にあることに鑑みれば本公開買付価格には一定の合理性があると考えられ、上記の本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

当該取締役会の意思決定過程については、対象者開示及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」もご参照ください。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針です。また、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、対象者の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、伊藤忠商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本公開買付け終了後に伊藤忠商事と対象者の間で協議して参ります。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者又は伊藤忠商事と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る合意その他の該当事項はありません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの実施を決定した平成 30 年 4 月 19 日現在及び本日現在においても、対象者は伊藤忠商事の連結子会社ではなく、また、対象者の支配株主ではない者が公開買付者であるため、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、本日現在、対象者株式 52,507,296 株（所有割合 41.50%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、並びに、本日現在、対象者の取締役 13 名のうち高柳浩二氏、中山勇氏、中出邦弘氏、久保勲氏及び玉巻裕章氏並びに対象者の社外監査役である馬場康弘氏が伊藤忠商事を退社してから 10 年以内の出身者であることを考慮し、伊藤忠商事及び対象者は、これらの伊藤忠商事の出身者を本公開買付けについて利益相反のおそれがあるとして対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関する伊藤忠商事との協議から除外すべきとは考えていないものの、慎重を期して、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づいております。

① 伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。なお、野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成 30 年 4 月 19 日に株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得しました。

本買付者側株式価値算定書の概要については、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者開示によれば、対象者は、伊藤忠商事から提示された本公開買付価格に関する対象者における

意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、対象者、公開買付者及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書及び平成 30 年 7 月 12 日付対象者株式価値算定書を取得しているとのこと。SMB C日興証券は、対象者、公開買付者及び伊藤忠商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのこと。

SMB C日興証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の株式価値を算定したとのこと。なお、対象者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのこと。

平成 30 年 4 月 19 日付の本公開買付けの開始予定に係る対象者の意見表明に際して、SMB C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、SMB C日興証券から平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書を取得したとのこと。

平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのこと。

市場株価法 : 8,216 円～9,013 円
DCF法 : 8,058 円～12,935 円

市場株価法では、基準日を平成 30 年 4 月 18 日として、対象者株式の東証一部における直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 8,216 円から 9,013 円までと分析しているとのこと。

DCF法では、対象者に係る平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 31 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 8,058 円から 12,935 円までと分析しているとのこと。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのこと。具体的には、平成 31 年 2 月期の営業利益に関して、その他費用（閉鎖費用及び減損による処理費用）について、平成 30 年 2 月期実績に比し約 343 億円の減少が見込まれていること等により前年度比 144.9%の増益が見込まれているとのこと。

また、本日付の本公開買付けの開始に係る対象者の意見表明に際して、SMB C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値算定を行い、対象者は、SMB C日興証券から改めて平成 30 年 7 月 12 日付対象者株式価値算定書を取得したとのこと。

平成 30 年 7 月 12 日付対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのこと。

市場株価法 : 11,251 円～11,770 円
DCF法 : 8,038 円～12,931 円

市場株価法では、基準日を平成 30 年 7 月 12 日として、対象者株式の東証一部における直近 1 ヶ月間

の終値単純平均値 11,770 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 11,251 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 11,251 円から 11,770 円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者に係る平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 31 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 8,038 円から 12,931 円までと分析しているとのことです。なお、上記 D C F 法の算定の基礎となる事業計画は、平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書において使用されたものと同じ事業計画が採用されているとのことです。

③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者開示によれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

対象者開示によれば、対象者は、S M B C 日興証券から取得した平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、近年の加速度的に変化する小売業界の経営環境に鑑みると、対象者の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによって対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるとの判断に至ったことから、平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書のほかに、平成 30 年 4 月 19 日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付け価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け価格が S M B C 日興証券より取得した平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつ D C F 法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付け価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における対象者株式の終値 10,020 円に対して 9.78%のプレミアムが付された価格であることを勘案すれば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

上記取締役会決議は、対象者の当時の取締役 10 名（うち社外取締役 2 名）の全員が参加し、取締役全員の一致により決議されているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の当時の監査役 5 名（うち社外監査役 4 名）の全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、対象者開示及び上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。上記取締役会決議は、対象者の取締役 13 名（うち社外取締役 2 名）全員の一致により決議されているとのことです。また、対象者の監査役 5 名（うち社外監査役 4 名）全員より、上記決議に異議がない旨の意見が述べられているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

伊藤忠商事は、上記のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が保有する対象者株式に係る議決権とあわせて対象者の総株主の議決権の数の過半数を保有し、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とする予定です。その目的を達するに至らなかった場合は、市場動向等に照らし、市場取引等の方法により対象者を連結子会社とするために合理的に必要と考えられる範囲で対象者株式を追加的に買い付けていく意向です。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本日現在、東証一部及び名証一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、伊藤忠商事は買付予定数の上限を 10,880,400 株（注）（本日現在において伊藤忠商事が所有する対象者株式と合わせて 63,387,696 株、所有割合にして 50.10%）として本公開買付けを実施致します。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場が維持される予定です。

（注）買付予定数の上限（10,880,400 株）は、①63,387,696 株（これは、対象者第 1 四半期決算短信に記載された平成 30 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（126,712,313 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（179,570 株）を控除した株式数（126,532,743 株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②本日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数（52,507,296 株）を控除した株式数としております。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社		
② 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高柳 浩二		
④ 事 業 内 容	総合小売事業、コンビニエンスストア事業等の持株会社		
⑤ 資 本 金	16,658 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 56 年 9 月 1 日		
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 30 年 2 月 28 日現在)	伊藤忠商事株式会社 (注)		39.62%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)		14.31%

	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.20%
	株式会社NTTドコモ	2.31%
	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2.01%
	日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1.98%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.49%
	BNPパリバ証券株式会社	1.32%
	ファミリー持株会	1.09%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	0.94%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、本日現在、対象者株式52,507,296株（所有割合41.50%）を所有しております。	
人 的 関 係	対象者の取締役5名及び監査役1名が公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の出身者です。また、本日現在、伊藤忠商事から対象者グループへ40人の従業員が出向しております。	
取 引 関 係	公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事と対象者グループとの間には、商品の販売等に関する取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の持分法適用関連会社に該当します。	

（注）平成30年3月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において記載されている、平成30年2月26日から平成30年2月28日の買付約定による取得282,500株を含む、平成30年2月28日現在の実質保有株式数を記載しております。

（2）日程等

① 日程

公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成30年7月17日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成30年7月17日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成30年7月17日（火曜日）から平成30年8月16日（木曜日）まで（23営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成30年8月27日（月曜日）までとなります。

（3）買付け等の価格

普通株式1株につき、金11,000円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

伊藤忠商事は、平成 30 年 3 月の段階で、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成 30 年 4 月 19 日に本買付者側株式価値算定書を取得致しました。なお、野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 7,723 円～10,020 円
類似会社比較法	: 3,029 円～11,084 円
DCF 法	: 6,704 円～13,876 円

市場株価平均法では、平成 30 年 4 月 18 日を基準日として、東証一部における対象者株式の基準日終値 10,020 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 9,508 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 7,723 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7,723 円から 10,020 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、3,029 円から 11,084 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者から提供され伊藤忠商事が確認した平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 31 年 2 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 6,704 円から 13,876 円までと分析しております。

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 30 年 4 月 19 日、本公開買付価格を 11,000 円とすることを決定致しました。その後、伊藤忠商事は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、本日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

なお、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成 30 年 7 月 12 日の対象者株式の東証一部における終値 11,340 円に対して 3.00%をディスカウントした金額であるものの、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における対象者株式の終値 10,020 円に対して 9.78%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円に対して 22.05%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円に対して 33.89%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 7,723 円に対して 42.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

なお、伊藤忠商事は、平成 30 年 2 月 7 日から 4 月 19 日に対象者株式 3,879,600 株を 1 株 7,080 円～10,000 円で市場取得しており、当該取得価格は本公開買付価格より 1,000 円～3,920 円低い金額となりますが、これは市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーションが、平成 10 年 2 月に旧・ファミリーマートの株式を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、さまざまな分野で旧・ファミリーマート（本経営統合後においては対象者を指します。）との取り組みを推進してきました。しかし、近年、我が国の小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、E コマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化等、厳しい経営環境が続いております。

そのような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することにより、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有しておりました。そして、平成 30 年 2 月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成 30 年 2 月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。

伊藤忠商事から対象者に対してかかる検討を打診したことを契機として、同月下旬、伊藤忠商事は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として SMBC 日興証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築しました。

その後、伊藤忠商事は、平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬にかけて対象者に対するデュー・デリジエンスを実施し、平成 30 年 4 月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。その後、平成 30 年 4 月 5 日に、伊藤忠商事は、対象者に対して、本公開買付価格を 11,000 円とすることを含む本公開買付けの条件の概要について提案を行いました。そして、平成 30 年 4 月 19 日開催の伊藤忠商事の取締役会において、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を 11,000 円とすることについて決定致しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 7,723 円～10,020 円
類似会社比較法	: 3,029 円～11,084 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 30 年 4 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 11,000 円とすることを決定致しました。詳細は、上記「①算定の基礎」をご参照ください。その後、伊藤忠商事は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、本日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

③ 算定機関との関係

伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,880,400 株	一株	10,880,400 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限（10,880,400 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	525,072 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.50%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	108,804 個	(買付け等後における株券等所有割合 8.60%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	525,072 個	(買付け等後における株券等所有割合 41.50%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,260,060 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数

の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」には、対象者が平成30年7月13日に提出した第38期第1四半期報告書に記載された平成30年5月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された平成30年5月31日現在の発行済株式総数(126,712,313株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(179,570株)を控除した株式数(126,532,743株)に係る議決権の数(1,265,327個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 119,684,400,000円

(注) 買付代金は、買付予定数(10,880,400株)に本公開買付価格(11,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成30年8月23日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成30年9月3日(月曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,880,400株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付

け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,880,400 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びマないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、(ii)対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の

15 時 30 分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrader.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の 15 時 30 分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付

応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 30 年 7 月 17 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し並びに業績への影響の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 業績への影響の見通し

本公開買付けによる伊藤忠商事の平成 31 年 3 月期における連結業績に与える影響につきましては、現在精査中ではありますが、詳細金額が判明次第、速やかに公表致します。

5. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

対象者開示によれば、対象者は、平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書のほか、平成 30 年 4 月 19 日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付価格が S M B C 日興証券より取得した平成 30 年 4 月 18 日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつ D C F 法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 4 月 18 日の東証一部における対象者株式の終値 10,020 円に対して 9.78%のプレミアムが付された価格であることを勘案すれば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定

の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、対象者開示及び上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、及び平成 30 年 4 月 19 日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定過程については、対象者開示及び上記「2. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成 31 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔I F R S〕(連結)

対象者は、平成 30 年 7 月 12 日に平成 31 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔I F R S〕(連結)を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該四半期決算短信は、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査手続の対象外です。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者及び伊藤忠商事はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

i. 損益の状況

会計期間	平成 31 年 2 月期第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 30 年 3 月 1 日 至 平成 30 年 5 月 31 日)
営業収益	316,578 百万円
売上原価	▲142,836 百万円
営業総利益	173,742 百万円
販売費及び一般管理費	▲153,396 百万円
持分法による投資損益	444 百万円
その他の収益	5,810 百万円
その他の費用	▲5,540 百万円
金融収益	613 百万円
金融費用	▲822 百万円
税引前四半期利益	20,851 百万円
法人所得税費用	▲3,652 百万円
四半期利益	17,200 百万円

ii. 四半期利益の帰属

親会社の所有者	13,705 百万円
非支配持分	3,495 百万円
四半期利益	17,200 百万円

iii. 1株当たりの状況

会計期間	平成31年2月期第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
基本的1株当たり四半期利益	108.31 円
1株当たり配当額	—円

以 上

【勧誘規制】

この開示は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。この開示は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、この開示（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る開示又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、この開示の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。